平成２１年（フ）第３３９号
青森県八戸市江陽５丁目２番１号
債務者　佐井　能乃（旧姓後村）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
青森県八戸市大字妙字西４番地28
債務者　仲村　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
青森県八戸市大字白銀町字白浜道34番地13
債務者　小野寺恭子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子69番地33
債務者　木村　　仁
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５７２号
愛知県小牧市大字本庄2613番地365
債務者　長村　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９８号
名古屋市中村区亀島２丁目31番10号　グランドゥール407号
債務者　赤帽ミニ・エクスプレスこと　柴野美智博
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０号
兵庫県丹波市柏原町柏原3372番地２
債務者　打田すみ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
兵庫県丹波市柏原町柏原3372番地２
債務者　打田　知成
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
山口県長門市真木119番地１、住民票上の住所山口県長門市三隅下845番地
債務者　藤本　優子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３１９号
香川県さぬき市造田野間田27番地５　雇用促進住宅野間田宿舎１号棟305号室
債務者　矢木　博海
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７２号
北海道沙流郡日高町富川南５丁目３番５号
債務者　平野　敏明
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１８９２号
仙台市青葉区川内大工町80番地
債務者　福田　耕司
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２８号
仙台市若林区上飯田３丁目22番18号
債務者　井部　寿美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３１号
仙台市宮城野区萩野町１丁目22番地の１　ルネ・ブランシュ・萩102
債務者　佐藤　清行
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３３号
仙台市青葉区中山８丁目13番25―802号
債務者　渡邉由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３６号
仙台市泉区南光台１丁目44番10号　エトアール南光台201
債務者　熊谷　博志
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３９号
仙台市宮城野区福田町３丁目２番21号
債務者　庄司　純子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係